

(別紙1)

江東区プロモーションメッセージ・動画コンテスト業務委託
仕様書

1 件名

江東区プロモーションメッセージ・動画コンテスト業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

区指定の場所

4 業務目的

シティプロモーションの一環として、区民目線で区の魅力を発掘したプロモーションメッセージ及び動画のコンテストを開催し、受賞作品をSNS等で発信することにより区の魅力をPRするとともに江東区のファンを増やすことを目的とする。

5 業務内容

(1)江東区プロモーションメッセージコンテストの開催・運営、デザイン化

江東区の魅力について、明瞭かつ印象的に伝えるメッセージを区内外から広く募集する(区内在住・在勤・在学など、応募資格は一切問わない)。グランプリ1作品を選定するため、以下の業務を行うこと。なお、グランプリに選ばれた作品は、5年間の期間限定で江東区のプロモーションメッセージとして活用する。

ア 業務の年間スケジュールを区と協議の上、作成し、多くの応募が集まるようSNS広告等で周知し、以下(3)のとおり募集専用ウェブサイトを構築のうえ、サイト開設が出来次第、プロモーションメッセージの募集を速やかに開始すること。また、グランプリ作品についてデザイン化し、以下(1)コ及び(4)のとおり、表彰式を企画・運営すること。

イ 募集専用ウェブサイトでメッセージの募集を行い、応募フォームから応募を受付

けること。応募受付の際は、応募者に、作品、作品の説明、ニックネームのほか、氏名・住所・電話番号・メールアドレスといった必要最低限の個人情報の提供を求めること。また、応募者に、グランプリ作品は公表する旨示し、作品掲載時に本名の公表が可能であるか確認すること。

なお、応募者1名あたり1作品まで応募可能とする。

ウ 募集にあたっては、以下の点を踏まえた上で募集要項を作成し、区と協議の上、募集専用ウェブサイト上で公表すること。

- ① 募集目的、募集期間、応募資格、応募条件、選考基準等の募集概要を記載すること。
- ② 江東区の魅力発信につながるメッセージの応募を呼び掛けること。
- ③ メッセージの文字数制限を行うこと。
- ④ 応募にあたっての注意書き(応募者自身の自作、未発表のもので他の著作権や商標権等の権利を侵害しないものに限ること、公序良俗に反しないものに限ること、応募作品の一切の権利は区に帰属する旨、応募作品は返却しないこと等)を記載すること。
- ⑤ 応募方法と、応募に必要な個人情報の種類(氏名、電話番号等)、個人情報の取扱いについて明記すること。
- ⑥ グランプリの受賞者には賞金の授与がある旨、グランプリ作品は募集専用ウェブサイト及び江東区ホームページ、各種掲示物、SNS 広告等に掲載されるほか、表彰式で表彰され、5年間限定で区のシティプロモーションメッセージとして活用される旨を記載すること。

エ 応募作品、作品の説明、応募者の個人情報についてはデータで適切に管理し、随時区に提供すること。また、応募のあった作品については、商標登録や著作権など、権利関係上問題がないか確認の上、最終審査までに、選考基準の条件を満たしている優れた作品を7～10作品まで選定し、一覧を作成の上、区が別途定める期日までにデータで提出すること。また、それ以外の応募のあった作品についても一覧を作成し、区が別途定める期日までにデータで提出すること。

なお、一覧には応募者氏名・ニックネーム・作品名・作品の説明を必ず記載し、選定作品の一覧については、これらに加え選定理由も記すこと。

- オ 審査員については、江東区に縁のある有名人、コピーライター等専門の方等を手配し、審査の助言及び審査を依頼し、表彰式に出席できるようスケジュール等調整すること。
- カ 受賞作品は区が別途定める期間、募集専用ウェブサイトで掲示・紹介すること。
- キ 受賞作品の決定後は、区の求めに応じて、プロモーションメッセージのページを閉鎖し、応募フォームで使用したテキストデータや画像等は区に納品すること。
- ク プロモーションメッセージのグランプリ作品が決定次第、グランプリ作品のメッセージのフォント、カラー、文字の大きさ等のデザイン化を行い、区が別途定める期限までに、区にデザイン候補案を複数提出すること。
- ケ 候補案の中から決まったデザインについて、フォントのサイズや規格等の基準を示した上で区にデータで納品すること。
- コ 表彰式については、会場は区で準備するため、以下(4)のとおり、司会者の手配、審査員や受賞者への出席依頼等、表彰式の企画・運営を提案し、区と協議の上で、江東区を盛り上げるようなイベントにすること。
- サ デザイン化されたプロモーションメッセージについては、SNS広告等で広く周知し、チラシやポスターを作成し、納品すること。

(2)江東区プロモーション動画コンテストの開催・運営、web講座の開催

江東区を舞台にしたテーマでプロモーション動画を区内外から広く募集し、15秒の動画作品と30秒の動画作品のそれぞれについて、グランプリ1作品、入賞3作品(合計8作品)を選定するため、以下の業務を行うこと。

- ア 業務の年間スケジュールを区と協議の上で作成し、区の魅力が伝わるようなキャッチーな動画コンテストの名称を提案すること。
- イ 以下(3)のとおり、募集専用ウェブサイトの構築を行い、多くの応募が集まるようSNS広告等周知やweb講座(以下、(2)クに記載)を2回開催すること。加えて、以下(4)のとおり、表彰式を企画・運営すること。
- ウ 募集専用ウェブサイト上で15秒のショート動画部門と30秒のショート動画部門のそれぞれについて募集を行い、応募フォームから応募を受付けること。どなたでも応募可能とし、団体・グループ単位での応募もできることとする(区内在住・

在勤・在学・映像制作のプロ・アマチュアなど、応募資格は一切問わない。

応募受付の際は、応募者に、応募作品掲載ページの URL、氏名(代表者名)・ニックネーム(団体応募の場合なしでも可)・住所・電話番号・メールアドレスといった必要最低限の個人情報の提供を求めること。また、入選した場合は作品が公表される可能性を示し、作品掲載時に、本名の公表が可能か確認すること。

なお、応募者(応募団体)1名(1団体)あたり1作品まで応募可能とする。

エ 募集にあたっては、以下の点を踏まえた上で募集要項を作成し、募集専用ウェブサイトで公表すること。

- ① 募集目的、募集期間、応募資格、応募条件、選考基準を含め、募集概要を記載すること。
- ② 区内で撮影した江東区の魅力の詰まったプロモーション動画の応募を呼び掛けること。
- ③ 募集する動画は15秒のショートムービーの部門では15秒の動画を、30秒のショートムービーの部門では30秒の動画を募集することとする。
- ④ 応募にあたっての注意書き(応募者自身の自作、未発表のもので他の著作権や商標権、肖像権等の権利を侵害しないものに限ること、公序良俗に反しないものに限ること、応募作品の一切の権利は区に帰属する旨、応募作品は返却しないこと等)を記載すること。
- ⑤ 応募方法と、応募に必要な個人情報の種類(氏名、電話番号等)、個人情報の取扱いを明記すること。
- ⑥ 15秒のショートムービー、30秒のショートムービーの部門それぞれでグランプリ作品、入賞作品の選定があるほか、受賞者には賞金の授与がある旨、受賞作品は募集専用ページ及び江東区ホームページ、各種掲示物、SNS 広告等に掲載されるほか、表彰式で表彰される旨記載すること。

オ 応募作品の提出方法は、動画共有サイト「YouTube」や「TikTok」等で応募作品を公開するものとする。公開時、作品名の冒頭に必ずコンテスト名を記載すること。また、「YouTube」を使用する場合は、他のサイトへ応募作品の埋め込みができるよう、ライセンスの設定は「埋め込みを許可する」を選択すること。

なお、動画共有サイト等での公開が困難な応募者については、必要事項をすべて記入した応募申込書と映像(MPEG形式・MOV形式等)を収録したDVD-Rを1枚、「(仮称)江東区動画コンテスト運営事務局」(江東区広報広聴課シティプロモーション推進係)あてに郵送で提出させること。

【郵送での応募に係る注意事項】

- ・応募は締切日必着とする。
- ・作品のDVD-R収録時、オーサリング(ファイナライズ)処理はしないこと。
- ・DVD-R自体に「コンテスト名」「作品タイトル」「応募者氏名」を必ず明記。
- ・DVD-Rの返却はしない。
- ・郵便料金など応募に係る費用等は、応募者自身で負担すること。
- ・送付中の事故により作品が届かない、不可抗力の事故等によりデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、当事務局は一切の責任を負わない。

カ 応募作品掲載ページのURL、作品の説明、応募者の個人情報についてはデータで適切に管理し、随時区に提供すること。

また、応募のあった作品については、著作権や肖像権等、権利関係上問題がないか確認の上、最終審査までに、選考基準の条件を満たしている優れた作品を7～10作品まで選定し、一覧を作成の上、区が別途定める期日までにデータで提出すること。また、それ以外の応募のあった作品についても一覧を作成し、区が別途定める期日までにデータで提出すること。

なお、一覧には応募者氏名・ニックネーム・作品名・作品掲載ページのURL・作品の説明を記載し、選定作品の一覧については、これらに加え選定理由も記すこと。

キ 審査員については、江東区に縁のある有名人や芸能人、映像制作の専門家を手配し、審査の助言及び審査を依頼し、表彰式に出席できるようスケジュール等調整すること。

ク 募集開始後は、映像制作の専門家の講師による講座をweb上で2回実施すること。受講者は100名を上限とする。web講座の開催、実施にあたっては以下の点を踏まえること。

- ① Zoom、Microsoft Teams 等、場所を問わず受講可能な Web 会議システムなどのツールを活用し、受託者にて、オンラインでの講座の実施環境を準備し、応募者向けに講座を行うこと。
 - ② 講座を行う講師は動画・映像制作の専門知識を有することを条件とし、受託者にて選任し、事前に区に講師の経歴等の情報を提供の上、区の承諾を得ること。
 - ③ 講座の実施時間は 1 回 60 分とし、2 回に分けて実施すること(2 回で 120 分)。また、講師が使用する端末、インターネット回線、講師が端末を使用する会議室は受託者が全て手配すること。
 - ④ 講座の内容には、映像の企画の立て方、本格映像機器を使っての撮影の仕方、効果的なカメラワーク、トランジションのポイント等、動画の撮影方法のほか、動画の編集方法、動画制作時の注意点(肖像権や著作権等)、取材を行う場合の注意点を含め、受託者にて企画し、事前に区に提案の上、区の承諾を得ること。
 - ⑤ 講座の進行・管理を行うこと。
 - ⑥ 講座の開催・実施については、募集専用ウェブサイト上に講座の実施日時、概要、受講方法を掲載し、周知を行うこと。
 - ⑦ 受講者から質問を受けた場合は受託者にて回答すること。また、区の求めに応じて、質問・回答の一覧を作成の上で別途定める期日までに区にデータで提出すること。
 - ⑧ 区の求めに応じて、区が別途定める期日までに、講座の開催・実施・内容に関する資料をデータで提出すること。
 - ⑨ 講座終了後は、区に受講者数等を含めた実績報告を行うこと。
- ケ 動画作品の募集にあたっては、応募者の参考となるような、江東区の魅力が詰まったショートムービーのサンプルを区が別途定める日までに制作し、募集専用ウェブサイト上で公開すること。なお、制作にあたっては、以下の点を踏まえること。
- ① サンプルムービーは江東区内で撮影すること。撮影にあたっては、公園、施設等の撮影条件を事前に確認の上、受託者にて撮影場所の使用申

請、交渉、ロケハン等の調整を行い、撮影にあたっては利用者の迷惑にならないよう十分な配慮を行うこと。

- ② サンプルムービーは、15 秒と 30 秒のものを制作し、江東区のプロモーションとなるよう、区の魅力が詰まったものとする。サンプルムービーのシナリオは受託者にて作成し、撮影の前に区にデータで提出の上、撮影予定日、撮影場所、サンプルムービーの完成予定日を報告すること。
- ③ サンプルムービーの制作に必要な撮影プロデュース、動画のディレクションを行うこと。
- ④ 撮影にあたりカメラ機材、モニター等周辺機材、照明器具、マイク等録音機材が必要な場合は受託者にて手配し撮影場所まで運搬すること。
- ⑤ サンプルムービーの制作にあたり、カメラマン、ライトマン、録音技師が必要な場合は、受託者にて手配すること。
- ⑥ 撮影後はテロップ加工、ナレーション、BGM の挿入等、編集を行い、完成後、区に報告の上で、区が別途定める期日までにサンプルムービーのデータ(MPEG形式・MOV形式等)を提出すること。
- ⑦ 区が別途定める期日までに、募集専用ウェブサイト上に15秒のサンプルムービー、30 秒のサンプルムービーを掲載すること。掲載に当たっては、15秒のショートムービー部門、30秒のショートムービー部門のサンプルであることが、応募者にて一目瞭然となるよう工夫すること。
- ⑧ サンプルムービーの制作にあたっては著作権、肖像権等、権利侵害にならないよう細心の注意を払い、必要に応じて撮影許可を得ること。
- ⑨ 悪天候、天災等の理由で撮影日や撮影場所が変更となる場合は、速やかに区に連絡し、報告すること。
- ⑩ サンプルムービーを募集用のSNS広告等にも活用すること。

コ 選定作品の応募者には、作品データの提供を別途求めること。提供のあったデータについては、区が別途定める期日までに区に提供すること。

サ 動画コンテスト告知用のポスター、チラシについて以下のとおり作成し、区が別途定める期日までに区に納品し、ポスターについては区が別途指定する場所に配置すること。

- ① ポスター カラー・上質紙 100 部
- ② チラシ カラー・上質紙・両面印刷 1,000 部
- ③ コンテスト告知用のポスター、チラシは、動画作品の募集開始に間に合うように作成・納品すること。

シ 動画コンテスト受賞作品のポスター、チラシについては以下のとおり作成し、区が別途定める期日までに区に納品し、ポスターについては区が別途指定する場所に配置すること。

- ① ポスター カラー・上質紙 100 部
- ② チラシ カラー・上質紙・両面印刷 1,000 部
- ③ ポスター、チラシの内容は区のPRになるようなものとし、5(1)の事業内容にて、デザイン化されたプロモーションメッセージをポスター、チラシ内に添えること。

(3)募集専用ウェブサイトの構築・運用・保守

江東区プロモーションメッセージ及び動画コンテストの作品募集・掲載を行う専用のウェブサイト(「募集専用ウェブサイト」という。)について、以下の点を踏まえて構築・公開し、運用・保守を行うこと。

ア 区の情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。

イ 募集専用ウェブサイトを搭載するクラウドサーバは受託者が調達し、次の条件を講じている国内データセンターを使用すること。

- ① データセンターに防災対策が講じられ、適切な入室管理・監視体制が構築されていること。
- ② 契約期間内は 24 時間の運営体制であること。
- ③ 映像投稿に対応可能な大容量のサーバであること。

ウ 募集専用ウェブサイトの構築・運営・管理にあたっては次のセキュリティ対策を行うこと。

- ① 利用者を明確にし、必要な数だけアカウントを準備すること。
- ② ウイルス感染対策を行うほか、利用者が利用する端末にユーザ認証・デバイス管理・Web フィルタリング等を行うこと。

- ③ ユーザー権限の管理、パスワード管理・更新、ネットワーク暗号化(SSL)や多要素認証等、情報漏えいを防止する措置を講じ、適切な維持・管理を行うこと。
- ④ ファイアウォールなど、外部・内部からの不正アクセス防止措置を講じること。
- ⑤ なりすまし、情報漏えい、データ改ざん発生を軽減・防止する措置を講じること。

エ サーバは 24 時間 365 日の運用を基本とした体制を整え、システムメンテナンスなどで計画停止をする場合は区に事前連絡を行うこと。

オ 契約期間中は、追加費用なくハードウェア及びソフトウェアの保守が可能とすること。

カ システムの定期的なメンテナンス作業を行うこと。

キ 予防保守のため物品の交換が必要となる場合は、受託事業者は追加費用なしに物品を用意し保守、交換等を行うこと。

ク サーバ設定ファイルや搭載データ(ログを含む)の定期的なバックアップを行うこと。不測の事態でデータが消失した場合は、バックアップデータから復旧できるようにすること。また、万が一、データが消失した場合は、区へ速やかに報告すること。

ケ ソフトウェアは、カスタマイズによって通常のバージョンアップが困難になった場合を除き、原則追加費用なくバグ対応及びバージョンアップ等のサポートを行うこと。

コ ソフトウェアのパッチ、修正モジュール、サービスパック、アップグレード等が公開された場合、受託事業者は影響を適切に判断し、適用するのが適切と判断される場合、原則追加費用なしに適用作業を行うこと。

サ ブラウザのバージョンアップに対応すること。

シ 江東区プロモーションメッセージ・動画のコンテスト名の検索ワードで検索した際に表示されるよう、SEO 対策を講じること。

ス 募集専用ウェブサイトの構築の際は、サイトの構成及びデザインについて作業工程毎に報告し、区の承諾を得ること。

- セ 募集専用ウェブサイトのデザインは高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとし、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- ソ 募集専用ウェブサイトの構築にあたっては、利用者にとっての操作性や使い勝手を重視し、誰もが使いやすいシステム、デザインとすること。
- タ 募集専用ウェブサイトにはプロモーションメッセージ募集のページ、動画コンテスト募集のページを設け、区の公式 SNS と連動するシェアボタンを各ページに配置すること。
- チ 募集専用ウェブサイトには、初年度はプロモーションメッセージ及びプロモーション動画の応募フォームをそれぞれ設け、募集期間中は、応募者が応募できるようにシステムを構築すること。加えて、募集期間終了後は、募集期間終了を告知の上、応募フォームを削除すること。
- ツ 応募フォームについては区でも応募状況を確認できるようにすること。
- テ 動画コンテストのページについては、15 秒のショートムービー部門と、30 秒のショートムービー部門を掲載し、それぞれについて応募を受け付けられるようにすること。
- ト 受賞作品決定後、募集専用ウェブサイトに、初年度はプロモーションメッセージ及び動画コンテスト双方について、受賞作品（プロモーションメッセージはグランプリのみ）を掲載し、作品に添えて、受賞者氏名もしくはニックネーム、作品タイトル、説明、審査員の講評内容を掲示すること。なお、動画コンテストについては受賞作品が投稿されているYouTube、TikTok 等のリンクをウェブサイトに埋め込んで掲載を行うこと。
- ナ プロモーションメッセージのコンテストは初年度のみとなり、次年度以降は、動画コンテストのみの開催となるため、その点の切り替えが可能なシステムとし、区から指示があったタイミングで、プロモーションメッセージに関するページ・掲載内容は取り下げ、動画コンテストに関する掲載のみに切り替えること。
- ニ 募集専用ウェブサイトを管理する CMS 等の操作方法の資料について区に提供し、区がウェブサイトについて問い合わせを行った場合は、対応できる体制を整えること。
- ヌ 募集専用ウェブサイトの管理・運営に関し、本委託期間終了後に円滑な引継ぎ

ができるようウェブサイトの構成の整理及び文書化を行い、区に提出すること。

(4)表彰式の開催・運営支援

本区が別途定める日時に、プロモーションメッセージ及び動画コンテストの受賞作品の表彰式を開催する。そのため、表彰式の運営を支援すること。運営にあたっては、以下の条件を踏まえること。

ア 司会、運営スタッフを手配し、表彰式の受付・進行、パソコン操作、会場準備・原状回復を行うこと。なお、表彰式の実施日時・会場は区で別途定め、椅子、机、照明器具など、会場に備えられているものは利用可能とする。パソコンは受託者にて準備すること。

イ 表彰式の台本、進行表、ハンドアウト、会場投影資料のほか、受賞者に贈るトロフィー、賞状を制作すること。なお、これらのデザイン・内容に関しては、表彰式当日までに区の承諾を得ることとし、ハンドアウトについては印刷の上、表彰式の出席者に配付を行うこと。

ウ 動画コンテストの表彰式では選定作品を会場に投影し、紹介する。そのため、投影・紹介用のデータを作成し、表彰式の進行に合わせて、投影機材を操作すること。なお、投影・紹介用データは事前に区の承諾を得ることとし、投影機材は受託者にて準備し、運搬すること。

エ (1)オ、(2)キに上述のとおり、プロモーションメッセージ及び動画コンテストの審査員が出席し、受賞作品の講評を行うようにすること。

(5)SNS広告の運用

プロモーションメッセージ・動画コンテストについて、応募者が増加するよう、SNS広告を運用し、区内外に広く周知を行うため、以下の業務を行うこと。

ア プロモーションメッセージ、プロモーション動画のコンテストそれぞれについて、コンテスト開始までに、コンテスト告知用のSNS広告(静止画及び動画)のテキスト、キャッチフレーズ、デザイン(縦版、横版の変換、加工も含まれる)を作成すること。なお、作成にあたり必要な写真や映像、BGM、ナレーション等の素材は受託者が用意し、広告の内容が動画である場合は、事前に絵コンテなど動画

の構成表、尺を区に提出し、区の承諾を得ること。加えて、動画コンテンツのSNS広告には、サンプルムービーも活用すること。

イ 区と協議の上決定したSNS(X、YouTube等)に出稿作業を行うこと。

ウ 出稿期間は、プロモーションメッセージ、プロモーション動画それぞれについて、1か月～最長4か月、区が定める期間に出稿するものとし、配信回数は最大月2回とする。

エ 広告を配信する際は、どのようなターゲット層にどの程度周知したほうが良いか分析し、区と協議の上決定したターゲット層に向けて出稿すること。

オ SNS広告の運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック数などの成果が良好ではない場合は、出稿期間中でも区に改善策を提案し、適宜変更や、再出稿などを行うこと。

カ インプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いいね数、再生数、コメント数及び内容、SNS広告から募集専用ウェブサイトへアクセスした数などの結果を年齢別、性別、場所別、デバイス別に、毎月、実績報告書にまとめ、区が別途定める期日までにデータで提出すること。

(6)定例会及び業務実施状況の報告

ア 受託者は、区が求めた場合に、区と受託者双方の責任者において協議の場を設けること。

イ 受託者は、(1)から(5)の業務について、区が求めた場合に、業務の進捗状況・実績を記載した報告書を区に提出すること。

(7)管理体制

ア 契約締結後、区と協議の上、本業務のスケジュール、方針を明確かつ詳細に策定し、区の承諾を得た上で区が別途定める期日までに区に提出すること。

イ 業務について、窓口となる責任者を配置し、区との協議に出席させること。また、電話、メール等で区と速やかに連絡が取れるよう適切な体制をとること。

ウ 募集専用ウェブサイトの構築・運用・保守に関しては、情報セキュリティに関して十分な知識を有する人員を、円滑な業務遂行上、必要な数配置すること。

6 スケジュール

以下は、現時点でのスケジュールであり、契約締結後、区と受託者の協議の上、スケジュールを変更する場合がある。

(1) プロモーションメッセージコンテスト(予定)

業 務 内 容	時 期
業務スケジュール、方針決定	契約締結日の翌日以降
募集専用ウェブサイトの構築・公開、募集要項作成	契約締結日の翌日以降
SNS 広告配信準備	契約締結日の翌日以降
作品募集期間	令和7年7月上旬～同年10月(協議による)
最終審査、グランプリ作品決定	令和7年12月
表彰式	令和8年2月以降

(2) プロモーション動画コンテスト(予定)

業 務 内 容	時 期
業務スケジュール、方針決定	契約締結日の翌日以降
募集専用ウェブサイトの構築・公開、募集要項作成	契約締結日の翌日以降
コンテスト告知用のポスター、チラシ作成、SNS 広告配信準備	契約締結日の翌日以降
作品募集期間	令和7年9月～同年11月(協議による)
最終審査、グランプリ作品・入賞作品決定	令和8年1月
表彰式	令和8年2月以降

7 著作権等

(1) 権利の帰属

本件業務以前に受託者が既に保有するものを除き、本件業務に基づき受託者が区のために作成した成果物(中間成果物も含む。)の権利は、すべて区に帰属するものと

し、区が他の媒体等に成果物(中間成果物も含む。)を使用する必要があると認めた場合は、著作者及び受託者の同意なく使用できるものとする。

また、業務を通じ、サーバに保有するプロモーションメッセージの作品、プロモーション動画の作品等のデータ、また、必要に応じて区から提供する資料、データについては、区の承諾を得ず加工してはならず、加えて、第三者に複製させ、又は譲渡、漏えいさせてはならない。

(2) 第三者の権利について

著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は受託者が負うものとする。

8 情報セキュリティ

(1) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、民法、刑法、著作権法、個人情報の保護に関する法律のほか、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに江東区情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、別紙3「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守しなければならない。また、本委託により利用する外部サービスが別紙4「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。

受託者は、業務の中で収集した個人情報は適切に管理し、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を行い、その他個人情報の保護に最大限の配慮を行うこと。万が一、個人情報の漏えい等、事故が発生した場合は、速やかに区に報告すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本件業務の履行にあたっては、区から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め、業務上知り得た事項を漏らし、又は自己のために利用してはならず、本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。

また、受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の職員が異動した後において

も機密が保持される措置を講じるものとし、本件業務の終了後も同様とする。

(3) データ等の消去

受託者は、業務終了後、応募者の個人情報、作品等、サーバ内のデータを全て区に提供の後、バックアップも含めて復元不可能な方法で確実に消去すること。また、応募作品が収録された DVD-R、紙面に記載された応募者の個人情報、区から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)も復元不可能な方法で消去すること。データ等の消去を行った場合は、消去の報告を文書で行うこと。

9 特記事項

(1) 再委託の禁止

受託者は本件業務の全部または主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。なお、第三者に業務の軽微な部分を再委託する必要がある場合は、あらかじめ区の承諾を得なければならない。

区の承諾を受けて本業務の一部を第三者に委託する場合は、全て受託者の責任において行うものとし、本業務に関して受託者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が負担するものとする。

(2) 契約不適合責任

検査時に仕様書との不一致が見られた場合は、区と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。

(3) 損害賠償

受託者は、本業務の履行において、第三者又は区に損害を生じさせた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

(4) 協議

本仕様書に定めのない事項や、疑義の生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。

また、受託者は不測の事態が発生した場合、または本業務の履行ができない状況となった場合には、必ず区に連絡し、対応を協議すること。

10 支払い方法

検査合格後、受託者の請求により一括で支払う。

11 連絡先

江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係

担当 篠崎・藤田

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

TEL:03-3647-9025

メール:koto-cp@city.koto.lg.jp